

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年3月30日 10時45分ごろ
発生場所	福岡県福津市福間漁港南方沖 津屋崎港1号防波堤灯台から真方位160° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 45.6′ 東経130° 28.0′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期 福津市には、3月30日07時05分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船（硬質ポリウレタン製一体型ミニボート）は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣りの目的で福間漁港を出航した。</p> <p>操縦者は、本船の船外機を停止し、錨泊して釣りをしていたが（船首の向きは不詳）、本船を移動させようと船外機のスターターロープを引いたところ体勢を崩した。</p> <p>本船は、操縦者が体勢を崩した直後に傾斜し、舷縁を越えて波が流入して転覆し（左右のどちらかは不詳、乾舷は不詳）、操縦者及び同乗者は、海に投げ出された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、本船の船底に這い上がって救助を待っていたところ、本事故の発生に気付いて出航したプレジャーボートの船長に救助された。また、転覆に気付いた漁港の作業員は、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>本船は、水難救済会の救助船に揚収された。</p> <p>本船は、サイドフロートを装着していなかった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>海上保安庁が提供しているウェブサイト「ウォーターセーフティガイド」には、</p> <p>ミニボートは、船体が小さく軽量であるため、揺れやすく不安定な特徴を持ちます。</p>

	<p>サイドフロートはリジッドボートの横安定性を高め、転覆しにくくする装備です。</p> <p>という記載と共に、ミニボートで船外機を操作する際は船体のバランスが不安定になること、サイドフロートを装備すれば横安定性が高まることが動画で説明されていた。</p>
分析	<p>本船は、錨泊中、波高約1.0mの波がある状況下、操縦者が、スターターロープを引いて体勢を崩したことから、船体が片舷に傾斜し、舷縁を越えて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p> <p>ミニボートは、船体が小さく軽量であることから、船体のバランスが不安定になりやすい状態であったと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、錨泊中、波高約1.0mの波がある状況下、操縦者が体勢を崩したため、船体が片舷に傾斜し、舷縁を越えて海水が流入し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、傾斜すると舷縁を越えて海水が流入しやすいというミニボートの特性を念頭に、行動する際は重心を低くして体勢を崩さないようにすること。 ・ミニボートの操縦者は、海上保安庁が提供しているウェブサイト「ウォーターセーフティガイド」に掲載されている「ミニボートの安全情報」(https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/miniboat/)などを活用し、ミニボートを使用する際の注意事項を確認しておくこと。 ・ミニボートの操縦者は、ミニボートは乾舷が小さく、海水が船内に流入しやすいので、波が高いときは出航しないこと。 ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの安定性を高めるようサイドフロートを装着することが望ましい。